



国民健康保険

愛知県の主な役割	蒲郡市の主な役割
・財政運営の責任主体	・国保事業費納付金を愛知県に納付
・国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	・資格を管理(被保険者証などの発行)
・市町村ごとの標準保険料(税)率を算定・公表	・標準保険税率などを参考に保険税率を決定 ・保険税の賦課・徴収
・保険給付費等交付金の市町村への支払い	・保険給付の決定、支給

国民健康保険制度は、日本の国民皆保険制度の基盤となる仕組みですが、年齢構成が高く医療費水準が高い、所得水準が低く保険税の負担が重い、財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者が多く、財政赤字の保険者も多く存在するという構造的な課題があります。そのため、平成30年度から全国で国保制度が変更され、県と市とで共同保険者になることになりました。国保の手続きは、4月以降も引き続き保険年金課で行えます。

国民健康保険税率の改定

3月市議会にて30年度の国保税率などを改定しました。国保税は所得割、資産割、被保険者均等割、世帯別平等割の区分から税額を計算しています。今回の改定では、国保税の1人当たりの平均税額は変えずに資産割税率を30年度に半分にし、31年度から全廃します。減額となる資産割税額は所得割と均等割で賄われることとなります。

県内には、市町村によって資産割を課している・課していない市町村が混在しています。県が示した国民健康保険運営方針の中に「将来的に保険料(税)率を県下統一にすることが望ましい」とあり、県が示す標準的な課税方式に資産割はありません。今回、県の方針に従い、資産割の廃止を激変緩和期間を設けて、段階的に行うことになりました。

予告 保険証が変わります

広域化により、保険証の様式が9月から変わります。現在の保険証は8月未まで(短期証は除く)使用できるので、そのまま使用ください。

スタート

国民健康保険税課税額一覧

区分	基礎課税額			後期高齢者支援金等課税額			介護納付金課税額		
	改定前	30年度	31年度	改定前	30年度	31年度	改定前	30年度	31年度
所得割額(課税対象所得金額に対して)	4.85%	5.35%	5.90%	1.85%	1.90%	1.95%	2.10%	2.15%	
資産割額(固定資産税に対して)	19.5%	9.5%	廃止	3.0%	1.5%	廃止	4.0%	2.0%	廃止
均等割額(1人につき)	22,600円	22,800円	23,000円	7,000円	7,500円	8,000円	9,800円	10,000円	10,200円
平等割額(世帯につき)	22,700円			7,000円			7,800円		